

唐令復原研究序説

—特に戸令・田令にふれて—

菊池英夫

目次

まえがき

一 從來の成果と再検討の方向 —主として仁井田博士著『唐令拾遺』について—

二 唐令復原に當つての史料とその取扱ひ方法の問題

三 律令の編目・編次の概観

四 戸令條文の配列についての検討

五 戸令條文の逐條的検討

六 田令・賦役令についての検討例

Ⅰ 復舊唐田令第二條について

Ⅱ 田令體系の基本特徴とその維持について

あとがき

まえがき

本稿は論文と云わんよりは筆者の研究ノートと云うべきもので、本來公表して多くの讀者の目にさらすべき性質のものではないが、それを敢えて公表する氣になったのは、私自身がこれから進めようとしている作業の方向と方法とについて確固たる自信を持つて到つておらず、果してこのような飛躍の多い考え方でこの先作業を進めて行つてよいものか些か逡

巡を感じているためである。筆者が文獻處理の過程でぶつかっている問題は、筆者自身の觀點からすれば、唐代の歴史像を描き出すに際してかなり重要な本質的問題に連っているように感ぜられる。少くとも筆者自身の今後の唐代史再検討の方向にかかわる。しかもそれは在來の所論とかなり異ったものになりそうである。そのような些か亂暴な議論を立てようとするのも、實は筆者の史料取扱ひの方法から出てくることである。もしもその點で致命的誤りを犯していたり、缺陷があるとするれば、その上に立つ筆者の想定はすべて覆えらざるをえない。かくて文獻の取扱ひに何等か重大な方法的缺陷があるかどうかについて早く大方の批判を受けたいと考えたことがひとつ、又幸いにして方向に誤りがなければ、この提言に呼應する同學の士の御忠告御助力を受けることによって、私の目指すところをより早く早く達成できる筈であると考えたからにはかならない。従つて本稿のみで完結する結論めいたものは無く、部分的作業の中間報告でしかない。偶々その範圍でぶつかった問題に關しても單に問題の所在を指摘するのみで、充分な考察を加えるに至っていない。本稿の標題に「序説」とした所以は右の如くである。

一 從來の成果と再検討の方向

——主として仁井田博士著『唐令拾遺』について——

東亞史上における唐律令の與えた影響の大きさは今更改めて申すまでもない。まさにこの律令法の繼受において、世界史の中における「東アジア世界」の共通基盤を設定しうるとさえ云いうるであらう。ところが周知の如く、唐令の原文は、今日僅かの斷片を見るのみで、これを移植した我が國が『令義解』『令集解』等の注釋書によつて養老令文の原形を存するのとは大いに條件を異にしている。かくて唐令の研究は、何よりも先ず唐令の全貌を推知し復原することから始め、又最後にそこに歸着せざるを得ない。唐令の復原を目指す研究は、我が國においてつとに瀧川政次郎・中田薫博士等によつて進められ、やがて中田博士の學燈を繼がれた仁井田陸博士の手によつて、名著『唐令拾遺』が著わされた。この

偉業は今日あまねく我々後學を裨益しているが、仁井田博士は更に晩年に到るまで絶えずその補訂に努められ、『拾遺』刊行後の論著の中にその成果を盛り込まれたのであった。今日仁井田博士の復原唐令を論ずるには、勿論かかる編著者自身の手による補訂を踏まえていなければならないが、それにはなお博士自身の手澤本が遺されていて、目下遺稿の整理が進められつつあり、いずれ『唐令拾遺補』として上梓の運びとなる豫定と漏れ聞いている。學界のためその日の早からんことを希望すると共に、或いは本稿の如きはそれによって無意味となるかも知れないことは、豫めお断りしておかねばならない。

さて、『唐令拾遺』一卷は、今日我々に遺された最も重要な史料集の一つである。だがそのことは、我々がこれを利用せんとするとき、やはりあくまでも仁井田博士による編纂物であることを意識しつつ、充分な史料批判を行なわねばならぬことを示すものでもあって、決して無批判的に引用したり、復原令文をば安易に唐令そのものとみなすべきでないのは勿論である。そこには、先ず仁井田博士の令文復原の方法と原則とを熟知して、その方法・原則をも含めた再検討を加える手續きを缺かしてはならないであらう。

仁井田博士の唐令復原の方法と原則とについて、直ちに氣のつく若干の點を指摘すれば次の諸點を擧げることができ。即ち先ず、中國の文獻史料において「令」と明言して引用されたものを採り、次いで唐永徽令を繼受せる日本養老令の注釋書たる『集解』に依據して、唐令に相當條文が存在した明證を得られるものを採る、という原則により、「唐令曰……」「本令曰……」「開元令曰……」等として引用せられた部分から、その本文をとっておられる。但しその際、注に唐令として引用された限りにおいてその部分のみを擧示する方法を採られた場合と、相當日本令文（永徽令に基づく）によつて條文全體を推定復原するという方法を採られた場合とがあり、更に引用部分の擧示の仕方にも、引用された唐令の語句のみを示す場合と、引用された書物の地の文や、引用した日本明法家たちの注釋語句まで含めて擧示された場合があり、更にそれらの文章の何處の部分までが令文の引用か不明の場合もあって、必ずしも明確な統一的規準は立てられてい

ない印象をうける。又、五代・宋以後の令逸文等、唐令と關係深いと認められる史料を引用するに當つても、復原令本文に直接結びつけるか、参考の項に掲げるに止めるか、といった點になると、時に疑問の場合もあり、果してそれが仁井田博士自身の何等かの原則に従つたものか、それとも『拾遺』刊行當時の博士がそこまでの細かい基準の統一をはかる必要を感じられなかったか、或は詳考を他日に譲つて取りあえずとられた假りの處置か、今の私にはわからない。結論的に云うならば、「令」という文言の見える記事を探ることに専念された結果、令の一部を引用した形迹さえあれば、原令文とはかなり相違する取意文や注解文をも復原令文に掲げられた反面、「令」と明言なきものは、たとえ内容的に令原文と一致する蓋然性のかかなり高い文章であつても採用されていない場合が多いこととなる。

次に復原唐令の編目・編次および箇々の條文の排列について見ると、六典（六卷）に見える開元七年令（と推定される）の編目を基準として、諸書の斷片的記述を總合して最も完整せる開元二十五年令の編目をも略々推定できるとしておられ、編目編次については大體全貌を窺うことができるようである。しかし各條文箇々の排列に到つては、文獻上據るべき證據を缺き、偶々通典等の書が令として列擧引用せる場合にその順序を参考とし、直接にはむしろ全面的に現存日本養老令の排列に依據せざるを得ないのである。仁井田博士もおおむねこれを復原の方法とせられた。しかしすべてを日本令の順序そのままというわけには行かない。唐令佚文であつて日本令に對應條文の無いものもあるから、それらはすべて適宜配置を工夫して假りに排列順序を定めるほかない。このような場合、博士は大體その旨を注記せられているが、中には特記せられぬこともあり、又、排列順序決定の根據までは明示されていない。以上の點から生ずる問題として、日本令の排列を一體どの程度まで唐令の配列と同一視できるかという點と、所屬不明ないしは順序不明の佚文を假りに排列する際の推定根據を今一度明らかにしてみなければならないという問題がある。後述の如く日唐令の篇目・篇次を對象してみると、兩者の間にはかなりの相違が存し、その意味を考えると彼我の令制の根本原則に相違があつたと考えざるを得ない場合が存する。そうなると箇々の條文が何令に屬するかという點さえも、日唐令の相違點を明確に押えて再考せねばなら

ず、安易な日唐同一視はすべきでないと思われる。この點で敢えて疑義を挿む餘地が存するのである。

二 唐令復原に當つての史料とその取扱ひ方法の問題

唐令各條文の復原を進めるに際して、その遺文採擇のための中國諸史料の基本的性格を検討しておくことが不可欠の前提である。先ずその出發點は、正史を始めとする諸史籍がすべて編纂物史料であつて、敦煌發見の令文殘簡を除けば、令の原文をそのまま傳えたものとは考え難いものが殆んどである。この點について初期の均田制研究においては時としてかなり安易に、武德七年定律令と云う語の後文は武德令、開元とあれば開元令と云うように、令文そのままの引用であるかのように扱つて、その字句の相違によつて年度による令文の改正までも論じたのであつた。さすがに仁井田博士はこの點を自覺せられ、『拾遺』においては「諸書の引く唐令の中には、往々唐令の意を取り、或は略して文を成したものがあつたから、文の相違は必ずしも各年度令の差異となすを得ない。」「舊唐書・六典・通典等によつて、武德令・開元七年令、開元二十五年令を立てたが、これらの多くは唐令の原文のままではないと思ふ。従つて夫々相違があつても各年度令の差異とするわけにはいかないであらう。……舊唐書等の諸書は、數條の唐令を適宜に合せて文をなしたとも考へられる。」と注意しておられる。^①しかしそれにもかかわらず、例えば田令について「(通典所引の)開元二十五年令には、老男に口分田四十畝を給し、黃小中丁男女及び老男篤疾廢疾寡妻妾が戸主なる場合には、並に永業田二十畝口分田二(三の誤)十畝を與える規定があるが、舊唐書等所引の武德令には存在しない。」「開元七年令(或云四年令)及び同二十五年令には、共に老男の田の規定があるが、舊志・唐會要・通鑑及び通考所引の武德令には見當らない。」^②として、あたかも令文そのものが引用されていて、そこに各年度による刪定の痕跡が明瞭に窺われるかのように印象づけられる説明を加えておられるのである。この點については、私は諸書の二次的編纂物としての性格を重ねて強調しておかねばならないと考える。六典の如きも後述の如く令文そのものに對して大巾な節略を加えた、むしろ取意文と稱すべきもののように思われるのであり、通典

が開元二十五年令とことわって引くときは比較的原令文に近い形のようであるが、それすらも令文そのままとは云い難い場合が多い。正史に至っては全くの取意文であると見てよい。ところが仁井田博士の場合、自ら注意せられつつなお且つ正史の記事をそのまま採って頭書の「諸」字を補っただけで復原令文とせられたものが少くない。うっかりするとそれを根據に各年度令の相違・改訂を論じたり、日唐令の相違を論ずることになりかねないので、今一度検討して取意文と令原文の佚文とを區別すべきである。そして取意文しか存しない場合は、これを一度日本令に就いて校定し、格別不合理な點が見出されなければできるだけ體裁上も日本令文に合致せしめて復原令文を立ててよいと考える。諸書に傳える引用文・取意文を手掛りとして各年度令の相違點を論ずる試みは、詔勅文等によって令文の改訂が確認せられる場合か、ないしは他の史料から合理的に推理してどうしてもある年度を境に法的取扱いが變っていなければならぬと斷ぜられた場合に限定し、一般的には年度令の條文の相違は知り得ないものと思っておいた方が好きそうである。恐らく多くの條文が、武德令以來それ程大きな變更は被らないで開元令に至っていると推測される。但し唐令佚文ないし取意文と相當日本令文とが明らかな相違を示しているとき、これを日唐令の間の相違として處理してしまわずに、日本令の母法たる永徽令にそのように規定されていた可能性はないかを考え、唐令自體の變化發展として理解することができないかを再検討してみることが忘れるべきでないであろう。又別に令文改訂の明證がなくとも、行政組織の改編や官職・機關の名稱に、置廢・變更があったり、官職の地位待遇に昇降があった場合、それに連關する官品・職員・封爵・祿・衣服・儀制等々の令には當然影響が及んだと考えられるので、行政組織、官人身分制度と表裏不可分の關係にあった令文は當然關係箇所の表現を新制に合致せしめられた筈である。その點は注意しておく必要がある。

以上は主として史料に唐令の佚文ないし取意文であることを明示されている場合について考えてきたが、次に考えておくべきは、仁井田博士が敢えて採擇されなかった史料の中に、我々が活用すべき令文復原の手掛りがあるのではないか、という點である。實は仁井田博士も、全體としては確實を期するためであろう、何等かの形で唐令と明言されているもの

に限定されたものではあるが、時としてかなり大膽な推斷によって、殆んど日本令文のみを手掛りに復原を試みられた場合もある。我々はそれを更にもう一步擴大して、間接的推理による復原を試みてもよいのではなからうか。

そのような史料の先ず第一は、律および律疏における關連規定である。一連の規定があつて、それが日本令の條文と相い呼應すると認められるときは、その日本令相當の唐令の存したことを認めて先ず間違ひあるまい。

次に推定の根據とすべきは勿論日本令である。これに對する私の基本的態度は、むしろ積極的に相當條文が唐令に存したと考へて何か不都合な點が見出されない限り、相當唐令條文が存したと考へたいのである。勿論それが日本令そのままであるとは云えないであらうが、唐令にも在つて不思議でない條文は、日本令が獨自に設けたとは考へない方が好いであらう。ただ更にもう少し補強材料が欲しいときには、少くとも次の二つの場合は確實視してよいと思う。

その第一は、宋・元・明代の令および格勅の類に、日本養老令文と略々相當する條文の存する場合である。このような規定を日本令が獨自に設け偶然後世の中國令文と一致したとは考へ難い。唐令を繼受した日本令と唐以後の中國令とが、共に唐法に敢えて變更を加えなかつた結果であらうことは明らかである。既に仁井田博士も、或る場合にはこの點を根據として令文の復原を行なつておられるのである。しかし仁井田博士が擧げられなかつた場合も又少しとしない。博士にしてなおかつ檢索漏れが無かつたとは云えないが、明らかに博士が採擇された同一史料の中に見えるものが殆んどであるから博士が眼を通されない筈はない。では敢えて一方を採り他方を捨てた根據は、と問うと、今の私には博士が特にそれらの場合を區別された理由を見出し難いのである。思うに慎重を期された博士は、特に補うことの必要性を痛感せられた場合を除き唐代以外の史料と日本令とのみを根據とする復原に消極的であつたと見るべきであらう。しかし私はこの點でもむしろ積極的に、右の一致があれば間違ひなく唐令を受けたものとして復舊に利用すべきであると考えるのである。

その第二は、諸書に引かれた唐の詔勅文に、正に日本の養老令條文に相當・對應する箇條を見出す場合である。そしてこれは極めて屢々であることに注目したい。仁井田博士は、時としてこうした勅文を參考資料に掲げられたが、多くは

『唐令拾遺』においては採り上げられなかった。しかし私はこれら唐の詔勅文と一致せる日本令條文は、唐令を共通の原典としていることは明らかであると思う。逆に云えば、永徽令を母法とせる日本令條文に相當する唐の詔勅は、年代的に降る場合が多く内容的に見て發勅のときが初定でないことは明らかであるので、恐らく從來からの令文を申命しつつ、一部改正等の變更を加えるために出されたものと理解してよいと考える。但しこの點については、唐における詔勅文と格令との關係、就中令文制定・改正手續と勅との關係について詳考を加える必要があるが、紙面を要するので別稿に譲ることとする。^④

以上の場合が認められるとすると、更に一步を進めて唐側に全く該當史料を見出すことができない場合でも、論理的に考えて當然規定がなければならなくて、しかも日本令にそれに合致する條文の存する場合は、かなり大膽にその日本令を唐令に擬することを考えてよいのではないかということになる。もつとも日本令では官職名における州縣↓國郡をはじめ、各種の讀み換えがあることは勿論、當時の日本において意義をもたないような語句を削去しているから、日本令文そのままを唐令に擬することはできない。語調語句から見て殆んど唐令そのままと思われる場合ですら本來の唐令原文からすれば削去省略があるかもしれない。又日本と唐とでは、僧尼令と道僧格の例が屢々引かれる通り、令と格・式との關係も同一ではなかった。従つて當該條文が唐法であるとしても、令・格・式の何れであつたかは必ずしも斷言はできない點がある。従つて嚴密な意味での唐令の復原それ自體を目的とするときは、仁井田博士の如く、明證のないものは捨てざるを得ないであろうが、それとは別に唐代の政治制度の史的考察のための基礎資料として、唐法の包括的復原を目指す立場に立つときは、法典の類別よりはそのような内容の法規が存在したことを推定しうること自體に意味がある。従つて最終的に令文であると斷言することははばかるとしても、ひとまず日本令と相い對立する位置に掲げておく方が便宜にかなうと考えるのである。

以上は中國史料の取扱ひについてであるが、然らば日本の『令義解』『集解』については如何がであらうか。

何よりも先ず注意すべきはこれらの書、更には日本令文そのものが、當時の日本人の唐制研究の成果であるという點である。即ち當時の日本人が理解した範圍で削除・置換・變更を加え、或いはなお疑問に思つた點を注解したのであつて、それは同時代ないしはそれに近い時代の人によるものとして極めて有力な手掛りではあるが、やはり何といつても外國人・異民族としての日本人の理解した令制である。我々は、日本における唐令研究あるいは唐文化研究の歴史が、まさに同時代に始まっていることについて更めて注目し、その成果を再評價するとともに、他方そこで生み出された律令觀、唐制・唐文化に對する見方、理解の仕方というものにやはり批判の眼を向けてみなければならぬであらう。

このように考えてくると、我々は先ず令制について、日本の令制および明法博士たちの理解をひとまず措き、中國法自體の傳統および體系に則した理解をもつよう心掛けなければならない。それには先ず最も概觀的・巨視的に外形から、即ち全體の篇目構成や篇次排列の意味・意圖を探り、唐令全體の基本特徴をつかみ、然る後ちそのような篇目構成の下での各令のもつ意味を把握し、更に細部に亘つて各令における各條文の排列の意味を理解して行かねばならないであらう。思うに一時代の基本法典たる以上、その全體構成には必らず何等かの内在的統一原理が存在し、條文の配列にも何等かの有機的連關性・內在的論理が貫流している筈である。それを探り出すことこそ先ず第一の急務というべきであらう。

三 律令の編目・編次の概觀

從來律令の編目については少からぬ論稿を算えることができるが、その殆んどすべてが所傳不明又は所傳に喰ひ違ひのある律令の編目・卷數などを明らかにすることに費されているといえる。そして歷代王朝の各時代の律令を比較する際、相互の編目の相違については屢々問題とされているが、進んでその意味を問うことは餘り行なわれていない。又編次に ついてもその順序に特別の意味を見出そうとする見解は寡聞にして知らない。それは一つには、從來の法制史家の研究が、多くの場合近代法の體系・範疇・概念を分析の道具としてきたからで、ローマ法・ゲルマン法の傳統と連接するヨーロッパ

第一表 歷代律編目對照表

11 雜	△10 斷獄	△9 繫訊	△8 捕	△7 告劾	△6 請昧	△5 詐僞	○4 賊	○3 盜		2 法例	1 刑名	(晉泰始律 六典 書刑法志)	
11 雜	△10 斷獄	△9 繫訊	△8 討捕	△7 告劾	△6 受昧	△5 詐僞	○4 賊叛	○3 盜劫		2 法例	1 刑名	(隋書刑法志) 梁律	
								4 朝會	3 祀享		2 法例	1 刑名	(北周律 同上)
										●2 衛禁	1 名例	(北齊律 同上六典及律)	
									■3 職制	●2 衛禁	1 名例	(隋開皇律 同上)	
				4 請求					3 違制		●2 衛官	1 名例	(隋大業律 同上)
										■3 職制	●2 衛禁	1 名例	(唐貞觀・永徽 同) 貞觀律

パ法史の場合、ないしはそれと
 の比較法制史的研究のためには、
 共通の尺度の設定のため大
 いに意義があり又成果も擧つた
 といふ。しかし反面、基本
 的性格を異にする律令法系の、
 各時代の法典そのものがもつ内
 在的統一原理を把握する試みは
 乏しいのみならず、そのような
 問題意識も稀薄ではなかつた
 うかと思われる。法學について
 はむしろ素人の中國史家にとつ
 ては、むしろそのような法體系
 そのものに表出せる時代の特性
 をこそ捉えたいと考える點で、
 些か異つた關心の持ち方とな
 る。それを示すために先ず律の
 編目・編次についての概観を行
 なつて問題の所在を明らかにし

						20諸侯	19違制	18闕市	17贓					
							20違制	16闕市	18贓	17倉庫				
△25斷獄	△24繫訊	△23逃亡	△22告言	△21請求	△20詐僞	19雜犯			18贓牧					
						12雜			11贓牧	10毀損	△9捕斷	○8盜賊	7闕訟	
△12斷獄										△11捕亡	10雜			
△18斷獄					△17詐僞	16雜			15闕市	14贓牧	13倉庫	△12捕亡		
△12斷獄													△11捕亡	10雜

には政治史的諸事實との関連からも注意せられるのである。しかし更に重要なのは編目編次の細部における異同である。晉・梁律において眞先に置かれる盜・賊律（○印）は、罪罰の中では最も原初的にして基本的なものの一つであろうが、北周・北齊・隋・唐律においてはこれらは比較の後方に置かれている。それは盜・賊律よりも先ず眞先に掲げるべきものが他に存すると思われたからであり、律の全體的構成において、晉↓南朝と北朝↓隋・唐とはある基本的相違が存することを示してい

る。然らば北朝↓隋・唐で眞先に置かれたのは何か。面白いことにこの點で北周と北齊は異っており、北周では祀享・朝會律というものが掲げられている。これに對し北齊・隋・唐では先ず衛禁律なのである。これと對應する晉・梁・北周の衛宮律はいずれも戸婚・擅興等の後、盜・賊の前に置かれている（●印）。編次における衛禁律の躍進は何を意味するもの

であろうか。恐らくは衛府制を柱とする軍事の中央集權化、皇帝權強化の反面としての禁裏警衛の嚴格化といった大勢と深く關わるものであらう。普通府兵制の系譜として西魏↓北周↓隋・唐と考えられ勝ちであるが、軍府の地方設置といふことのみを問題とするのでなく、近衛の衛府及び兵部による武官の統制等を含めて問題とするならば、北齊の五兵尚書等の制度の持つ意味を考えねばならず、律編目全體における北齊と隋唐との系譜關係を見ても、衛禁律の名稱と編次に占める位置の一致は注意せねばなるまい。嘗て布目潮風氏は史學會東洋史部會において、唐律における皇帝の身邊警護に關する罪罰の重視をテーマとされ、それは玄武門之變等の如き何等かの政治的事情がそれを要求した結果ではなからうかと推測された^⑤。しかし右の編目編次全體の推移を見るならば、この點がより大きな歴史の流れの然らしむる所であることが窺われると共に、それを律體系の冒頭に持ち出した所に立法者の意識的姿勢を読みとることもできるのではなからうか。

次に注目されるのは、隋律に到って初めて登場し、しかも衛禁に踵を接して置かれる職制律（■印）である。勿論官人の非違に對する罰則は以前から存し、請賊・受賊・告効・違制をはじめ、各律目に編入せられていたであらうことは容易に想像される。しかし特にそれらを職制の一目を立てて類集・體系化し、しかも編次第三番目に据えたことは重要である。官人の犯罪もそれ以前は一般犯罪と同列とはいえないまでも特別なものとはされていなかったのが、今や特に取り出して論ぜられているわけで、これこそは隋における所謂郷官廢止・九品官中央任命・中央地方を貫ぬく官制體系の中央集權の整備等々といった官人職制體系の確立の一面を示すものであらう。以上の衛禁・職制律を見ただけでも、更めて律の體系そのものが官人制度の行政組織と表裏一體のものであることを再確認させられるのである。

これに對し、晉・梁律で盜・賊の次に置かれていた詐僞以下斷獄に至る諸律は、北周律ではそのまま末尾に配されており、北齊・隋・唐では大巾に整理されて適宜配置を變えられている。他の律目との關係で云えば、晉・梁律では盜・賊の次、戸婚・擅興・衛宮の前であったのに對し、北朝↓隋唐ではすべて後に配し、逆に衛禁・職制に次いで順序を躍進したのが戸婚・擅興律である。思うにこれは戸籍制度の重視、三長・二長制の如き戸の把握の嚴密化の試みと、兵・役徵發

の中央的統制の嚴格化とを反映せるものであらう。

編次の序列すべてについて、一貫せる配列の論理を浮び上らせるまでには到っていないが、こう眺めてみると、歷朝の律の編目編次はかなり色々のことを語っている如くである。また、たとえば、晉・梁律に見える關市律が北朝になく、梁律では倉庫律も加わり、それが隋の大業律では編目に姿を見せているのは、南朝における商業の發展と、隋におけるその繼承を物語るものかもしれない。唐律は開皇律に歸ることを標榜したから、開皇律に見えない編目は立てなかった。しかし關市・倉庫に關する法規はますます必要となった筈である。それはどうなつたのであらうか。先ず考えられることは令における關市令・倉庫令等の充實と、職制律の獨立、厩牧・倉庫を合併した厩庫律の整備等によつて、該當條文が吸收されたとと思われることである。しかし律の編目から關市を落したのが如何なる意味を含むかは、更に考うべき問題のように感ぜられるのである。

最後に晉律には諸侯律があつたが以後はない。これも晉の封建（封王）制と不可分の點であらう。

以上は全くの印象的概観に止まるが、同様のことが令の編目・編次の觀察からも確認できるとするならば、兩々相い俟つて推測をより確實なものとすることができる。次に令について検討してみよう（第二表、歷代令編目對照表参照）。ここで

第二表 歷代令編目對照表（據六典卷六）

晉 令		梁 令	
A ²		B ²	
1 官	2 品上	3 諸省臺職員	4 諸寺職員
2 品下	3 職	4 諸衛職員	5 諸衛職員
1 官	2 品	3 三師三公臺省職員	4 衛府職員
官	品	5 東宮王府職員	6 東宮職員
同	同	同	同
上	上	上	上

も先ず氣の付くことは、晉・梁令において眞先に掲げられた戸令以下のDグループに代り、隋唐令で冒頭に置かれたのは官品令（A）であり、續いては晉・梁令で末尾近くに置かれていた臺省職員令（B）が躍進して

			G											H ¹
17 喪			16 醫藥疾病											15 14 鞭 獄
葬														杖 官
17 喪														16 15 14 鞭 獄 捕
葬	H ²		Q	F ²				K	J			I ³	杖 官 亡	
29 喪	28 獄		27 假	26 關		25 倉	24 賦	23 田	22 21 公	20 19 18 17 儀 鹵 衣			16 宮衛軍防	
葬	官		寧	市		庫 厩		牧 役	式	制 簿 服				
26 喪	25 營	24 獄		23 醫	22 關	21 厩	20 倉	19 賦	18 田	17 公	16 鹵	15 儀	14 衣	13 12 軍 宮
葬	繕	官		疾	市 牧 庫 役				式	簿 制 服			防 衛	
同	同	獄 捕	假	同	同	同	同	同	同	公	樂 鹵 儀 衣			軍 宮
上	上	官 亡	寧	上	上	上	上	上	上	式	簿 制 服			防 衛

て戸令・學令・選舉（貢士）令の順を崩していない。晉・梁令の貢士が隋で選舉と名を變えたのは、Eの考課令の登場と共に、科舉制度の採用を反映しているものであろうが、これで見える限り戸令は古來官人選詮の母體として、又官人統治の基礎としての意義を重視して設けられたものであることが推測される。而してこれに續くのは俸廩（封爵が食封としての意味しかもたなくなると俸廩と合併される）であって、通常日本令の順序から觀念されるが如き、戸令↓田令↓賦役令という順序、即ち戸籍↓給田↓課役徴收というストレートな論理とは違っているように思われる。この點は後に戸令そ

がきまり、それが考課昇進にも関連を有するという関係にあるため、どうしてもここに定めておく必要があったと見られるのである。

M					I ¹	L			B ¹						P		
40~39 雜	38~33 軍	32軍	31軍	30 贖	29宮	28選	27選	26選	25軍	24王	23三 臺	22尙 書	21門下 散騎中書	I ²	20 雜	19 雜	18 雜
水					衛	士將吏			吏公臺 員侯書書								
						28選	27選	26選						21宮	20 雜	19 雜	18 雜
						雜								衛			
						士將吏			王三臺 公祕書書								
															30 雜		
															27 雜		
															同		
															上		

のものの條文の配列を見るとき一層鮮明になるであろうが、結論を先取りして云うならば、特に隋唐令の場合、官品の體系がきまり、中央地方の官職組織がきまると、次は具體的にそれを構成する官人を何處から如何にして採るか、どのような考課評定を行ない、待遇を與えるか、という論理的順序になつていて、その中での戸籍等の規定は、凡そ人の貫籍を明らかにすると共に、地方行政組織がすべて戸數を基準として等級づけられ、同じ州・縣でもそれによつて上・中・下に分たれ、それに應じて長官の官品・官員の數等

次に目を惹くのは、晉・梁令における服制令が、隋唐では衣服・鹵簿・儀制、更には樂令と擴大されて宮廷儀禮の體系が作られ（J群）、但しその位置は後へ送られ、續く祠令は逆に前に出されて職員令の後に付けられている。この點も論ずれば意味を発見できるが、それよりも重要なのは、續くF群の戸調令・佃令から關市令に及ぶ稅財政關連規定、獄官令を中心とするH群の司法行政關係規定が、揃って後へ廻され、代つて晉令では遙か末尾に近く、梁令でやや前に送られた宮衛令（I）が、宮衛軍防令として躍進している點である。これについては衛禁律についてのべたことがそのままではまると云うことができよう。晉令では宮衛令の前後に選吏・選將・選雜士と軍戰・軍法などが配されている。梁令ではその軍戰・軍法等が消えているが、これは擴興律等との關係を明らかにする必要がある。その點は措くとして、選吏・選將・選雜士令の背景は、辟署權を有して幕府を開いた州鎮長官が各地で都督區を統治していたことと深く關わっていると解せられる。州鎮の軍事權を切離して中央直結の軍制體系を整備した隋唐で、それらはB群の職員令に統合され、軍戰・軍法令は軍防令として再編成されて、宮衛令と共に前に出されたのである。

さて官人行政體系の完整と共に完備されたのは、その運用上不可缺の文書行政規定である。公牘の基本形式とそれぞれの目的用途・効力を規定した公式令（K）が隋令に登場するのはそれを示している。而してすべての詔勅・命令・上申・報告・任命認可の手續が確定して、いよいよ田土の規制・勸課農桑↓賦稅の徵收↓收納物の倉庫管理・官馬の管理↓官物の拂下げ買上げの場である市場の管理という順序に規定が排列されてくると解せられる。但し田令の最大の覬いは、後に明らかにする如く、勸課農桑して地に遺利あらしめざると共に、官人永業田等によつて官品秩序に對應する土地所有の階層秩序を形成するにあつたと解せられるので、賦稅徵納の前提としての意味だけでなく、先行する官品・官職位階秩序のすべてを受けて規定されており、自ずから位置が定まつている。その點では晉・梁令におけるF群も、官品・吏員・俸廩令の後に置かれねばならなかったが、財政面でも隋唐に比すれば地方長官の裁量に委ねられる側面が大きく、到底隋唐の如き全國的官制體系と表裏一體というものではなかったのである。但し、晉の戸調令・佃令に對し、梁では戸調令・公

田公用儀迎令となっているのは、地方財源の中央統制強化の進行を反映したものと見て注目して好いであろう。残るところ醫疾・假寧令についてはその順序に現れる必然性を一應理解できるが、獄官・捕亡がその後に配置される理由はまだ充分明らかにしていないので後に譲る。

律令の編目・編次の表面的概観から得られる所を列記したが、これは全くの初歩的觀察で、更に詳細な分析および傍證を必要とする。しかしそれだけでも隋唐律令の基本構造に關するかなり重要な手掛りを得られたように思うのは私の主觀的解釋に過ぎるであろうか。以下更に各令の内容に立ち入って檢證して見たい。

四 戸令條文の配列についての検討

律令の篇目・篇次についての觀察を手掛りとして、各篇における箇々の條文の排列とその含意する所とを問題にした。しかし残念乍ら唐令の各條の排列については全く記録なく、日本令を手掛りとする外は辛うじて通典等が開元二十五年令の文を紹介している場合、その列擧の順序が原令文の排列順に略々近いと考えることができる。しかしそれも明らかに本來の順序を崩していると認められる箇所があり、結局は總合判斷より以外ない。

ここでは取り敢えず稅役制度の基礎をなす戸・田・賦役令文の一部を取り上げることとするが、就中戸令についてはその全體構成をも概観しておきたい。先ず日本養老戸令の目次と仁井田博士の復舊唐令の目次とを上下對照しつつ検討して、戸令という法典の構成についての基本理念を探ってみることとする。(第三表「日唐戸令條文對照表」參照、表中唐令各條の名稱は筆者の付した假稱。特に必要な場合のみ條文を移録した。後ち本文中で説明する。)

今假りに唐令の排列が日本養老戸令と等しかったものとする、全體を内容から見て記號AからIまでの九群と、X Y Zの三項に分つことができると思う。Xは、士農工商の所謂「四民」を定めた基本身分規定で、これが日本で大寶令には存していたのに(古記に據り)養老令では姿を消しているのは興味深い。養老令に相當條文無きたためその位置不明で、仁井

第三表 日唐戸令條文對照表

群		A	B
日	本	一、爲里條 二、定郡條 三、置坊長條 四、取坊令條	五、戸主條 六、三歲以下條 七、目盲條 八、老殘條（老殘爲次丁）
養	老		
令			
仁井田復舊唐令及び參考資料		一、爲里 (a)爲里 (b)坊村 (c)隣里條 二、量戸口定州等第條 三、量戸口定縣等第條 四、置坊正條 五、選充三正（里正・坊正・村正）條	九、五家條 一〇、戸逃走條（a）凡戸逃走者、令五保追訪、三周不獲、除帳、其地還公、（b）未還之間、五保及三等以上親、均分佃食、租調代輸、三等以上親、謂（c）戸内口逃者、同里居住者、（c）戸内口逃者、同戸代輸、六年不獲、亦除帳、地准上法） 一一、給侍條 一二、聽養條
		一〇、四隣五保條 一一、×〔唐〕租調代輸、各無田者、不出租也、此文與唐令改替故也、但調五保及三等均出、不論地有無也 一二、給侍條 一三、應侍、戸内無周親條 一四、無子者聽養條	

田博士は「六典には戸籍に關する諸條よりは後に記載されてゐるから姑らくそれに倣ふこととする。尙舊志では村坊隣里の規定の次、丁中及び帳籍の規定の前に存する。」と注せられてゐる。六典は開元七年（又は四年）令に基づくとはいへ、原典の中から必要な部分を抽出して適當に綴り合わせ嵌め込んで文を成してゐるので令文各條の配列順序という點ではこれのみでは根據とするに薄弱である。舊唐書の場合、^{卷四}職官志においては六典と同じでA群B群の後にD群がおかれ、次いでC群があつて最後にXがおかれてゐる。一方^{卷四}食貨志は武德七年始定律令の項の下に、大略A X B Dの

C

一三、爲戸條

一四、新附條（凡新附戸、皆取保證、本問元由、知非逃亡詐冒、然後聽之。

其先有兩貫者……從先貫爲定、其於法不合分析云々。）

一五、居狹條（凡戸、居狹郷、有樂遷就寬、不出國境者、於本郡申牒、當國處分、若出國境、申官待報、於閑月國郡領送、付領訖、各申官）

一六、沒落外蕃條

（……並給粮、遞送使達前所。）

一七、絶貫條（凡浮逃絶貫、及家人奴婢、被放爲良、若訴良得免者、並於所在附貫、若欲還本屬者聽）

一八、造計帳條（凡造計帳、每年六月卅日以前、京國官司、實所部手實、具注家口年紀、若全戸不在郷者、即依舊籍轉寫、并顯不在、所由收訖、依式造帳、連署、八月卅日以前、申送太政官）

一九、造戸籍條（凡戸籍、六年一造……

一五、子孫繼絶、應析戸者條

一六、析出爲戸條

一七、

諸先有兩貫……從先貫爲定（其以下十四字、據日本令補之、仁井田）

一八、諸（戸）、居狹郷者、聽其從寬、

居遠者、聽其從近、居輕役之地者、聽其從重

畿内諸州、不得樂住畿外……有軍府州、不得任無軍府州

一九、沒落外蕃得還條

二〇、〔唐〕訴良得免

二一、諸每歲一造計帳、里正、責所部手實、具注家口年紀

二二、^x諸三年一造戸籍……

諸戸籍、三年一造、起正月上旬、縣司

順である。凡そ天下の戸の良人以上の者全體の身分秩序を示して戸籍上の取扱いを定める前提とする意味から云えばA Bの間位置の意味がはっきりするが、他方Cの貫籍に關する規定をしめくくっているとも見ることが不可能ではなく、今はやはり疑問としておく。従つてこのXを除き各群の内容を要約すると次の如く云うことができるかと思う。

A 地方行政組織規定

B 戸の基本構成要素と口の戸籍上の類別規定

C 編戸除付の原則規定

D 籍帳作成・保存規定

E 籍帳記載變動の際の處理

原則

D

……惣寫三通、其縫皆注其國其郡其里其年籍

……所須紙筆等、調度、皆出當戶、國司勘量所須多少、臨時斟酌、不得侵損百姓、其籍至官、並即先納後勘、若有增減隱沒不同、隨狀下推、國承錯失、即於省籍具注事由、國亦注帳籍)

二〇、造帳籍條

二一、籍送條 (凡籍、應送太政官者、附當國調使送、若調不入京、專使送之)

二二、戶籍條

實手實計帳、赴州、依式勘造、鄉別爲

卷、總寫三通、其縫皆注某州某縣某年

籍、州名用州印、縣名用縣印、三月三

十日納訖、并裝潢、一通送尙書省、州

縣各留一通、所須紙筆裝潢、並皆出當

戶內口別一錢

其戶、每以造籍年、預定爲九等、便注

籍脚、有析生新附者、於舊戶後、以次

編附 (唐會要^{卷八} 籍帳、冊府元龜^{卷四} 百八

十 六邦計部戶籍、開元十八年十一月勅)

二三、諸 (天下人) 戶、量其資產、定爲

九等、每三年、縣司注定、州司覆之、

然後注籍、而申之于省

每定戶以中年 (子卯午酉)

造籍以季年 (丑辰未戌)

二四、將入免課役及給侍、貌閑條

○諸籍、應送省者、附當州庸調車送、

若庸調不入京、雇脚運送、所須脚直、以

官物充 (會要^{卷八} 籍帳、冊府元龜^{卷四} 百八

十 六邦計部戶籍、景龍二年閏九月勅)

二五、○諸州縣籍・手實・計帳、嘗 (常)

留五比、省籍留九比、其遽年、依次除

(同 前條)

(戶產の相續・分割規定)

F 同右 (婚姻關係規定)

G 同右 (離婚關係規定)

H 地方官心得

I 賤民身分の戶籍上の取扱

い

Z Y
濟恤規定

もしもこのようにまとめることができ、そして事實唐令の順序が右の如くであるとすれば、我々はここに一つの論理が貫流していることを認めざるをえない。即ち、戸令の前に置かれた官品・職制の二令を承け、官人の等級に應じた地方行政區畫の等級を定めるが、それは戸數を基準としたものである。従つて次にはその「戸」の基本條件を

X	E	F	G
	二三、應分條 二四、聽婚嫁條	二五、嫁女條 二六、結婚條（凡結婚已定、無故三月不成、及逃亡一月不還、若沒落外蕃、一年不歸、及犯徒罪以上、女家欲離者、聽之）	二七、先奸條（凡先奸後娶爲妻妾、雖會赦猶離之） ○天平十六年十月十四日勅 ○貞觀十年六月廿八日太政官府 （類聚三代格卷七牧宰事） 二八、七出條 二九、先由條 三〇、嫁女奔妻條
二六、士農工商條 二七、應分田宅及財物條	二八、○諸男年十五、女年十三以上、並聽婚嫁（會要卷八） 十三 婚嫁、開元二十二年二月勅 二九、〔唐〕依令、婚先由伯叔、伯叔若無、始及兄弟 三〇、娶妾仍立婚契 三一、妾爲媵、令既有制 三二、〔唐〕不還聘財		三三、×〔唐〕假令、先不由主婚、和合姦通、後由祖父母等立主婚、……唐令猶離者非 三四、諸州縣官人、在任之日、不得共部下百姓交婚（前掲開元二十二年勅） 三五、棄妻七出條（據日本令補） } (")

定め、戸籍への除付の原則と戸籍・計帳等基本臺帳の作成・保管規定が定められる。しかし戸口の變動は常ないから、戸籍法上確認するための條件を婚姻・離婚・分家分財などについて確定しておかねばならぬ。即ちそれらは、私的權利の側の要請からではなくして、どうやら専ら行政上の必要から眺められているのであって、それは戸令全體の性格がそのようなものであるを示している。今日で云う家族法・親族法・財産相續法的要素を具えているのも確かではあるが、それが地方行政組織の規定及び地方官心得と共に、右の順序で同一令篇中に收められている意味は、今日における私法

H	Y
三、國遣行條 (a) 凡國守、毎年一巡行屬郡、觀風俗、問百年、錄囚徒、理冤枉、詳察政刑得失、 知百姓所患苦、敦諭五教、勸務農功[△] (b) 部内 (i) 有好學篤道、孝悌忠信、清白異行、發聞於鄉閭者、舉而進之、 (ii) 有不孝悌、悖禮亂常、不率法令者、糺而繩之、 (c) (i) 其郡境內、田疇闢、產業修、禮教設、禁令行者、爲郡領之能、(ii) 入其境、人窮匿、農事荒、奸盜起、獄訟繁者、爲郡領之不、 (d) 若郡司 (i) 在官公廉「不及私計、正色直節、不銜名譽者」必謹而察之、 (ii) 其「情在」貪穢、詔諛求名、「公節無聞、而私門日益者」亦謹而察之、 (e) 其「政績能不、及違逆善惡、皆錄入考狀」以爲褒貶、即事有侵害、不可待至考者、隨事糺推、	三一、毆妻祖父母條 三二、鰥寡條
(c) (i) 有篤學異能、聞於鄉閭者、舉而進之、 (ii) 有不孝悌、悖禮亂常、不率法令者、糺而繩之、 (d) 其吏 (i) 在官公廉「正己清直守節者」必謹而察之、 (ii) 其貪穢、詔諛求名「徇私者」亦謹而察之、 (e) 「皆附于考課」以爲褒貶	三六、毆妻祖父父母條 三七、鰥寡孤獨貧窮老疾條 三八、(a) 諸州刺史、毎年(歲)一巡行屬縣、觀風俗、問百姓、錄囚徒、 恤鰥寡、閔丁口、務知百姓之疾苦、勸課農桑、敦諭五教[△]

領域とはかなり異なることを理解せねばならないのである。賤民身分に關する規定も同様の關心からここに位置づけられているものであるし、最後に賑恤規定が付載される理由もそれで理解できる。要するに戸令全體が地方行政の規定としての性格を基本としてと云って過言ではないと思われるのである。

五 戸令條文の

逐條的檢討

紙數の關係ですべてに亘ることとはできないが、仁井田復原唐令の箇々の條文の問題點に若干觸れておきたい。前掲表の記號と復舊唐令番號に依つて論を進める。

三四、國郡司條 三五、當色爲婚條 三六、造官戶籍條	(f) 若善惡殊尤者、隨即奏聞、若獄訟之枉疑、甲兵(宋本六典)之徵遣、興造之便宜、符瑞之尤異、亦以上聞、其常則申于尚書省、 ○「送故之禁」
I 三七、良人家人條 三八、官奴婢條 三九、放爲良條 四〇、家人所生條 ……皆任本主驅使、唯不得盡頭驅使及賣買 四一、官戶自拔條 四二、爲夫妻條(a、凡官戶陵戶家人、公私奴婢、與良人爲夫妻、…… ……不知情者、從良、皆離之	三九、工樂雜戶官戶當色爲婚條 ○大曆十四年都官奏、 准格式、官奴婢、諸司每年正月造籍二通、一通送尚書、一通留本司、并每年置簿、點身團貌、然後關金倉部、給衣糧(會要卷八奴婢) 四六、諸奴婢詐稱良人條 四〇、太常音聲人條 四一、a 反逆相坐沒家爲官奴婢條 b 「官奴婢」一免爲番戶條 c 「官奴婢」年六十及廢疾條 四二、放部曲客女奴婢條 四三、自贖免賤條 四四、部曲所生子孫條 四五、轉易部曲條 或是一條か? 四六、a 諸奴婢詐稱良人、而與良人及部曲客女、爲夫妻者…… ……不知情者、並從良

A 一「爲理」條以下について、仁井田博士自身「舊唐書・六典・通典等」によって武德令・開元七年令・開元二十五年令を立てたが、これらの多くは唐令の原文のままではないと思ふ」(二一五・六頁)と云われる通り、諸書の文章をそのまま令文とはみなし難い。少くとも「諸戸、以百戸爲里云々」と云った形式である筈である。以下も單に諸書の記事の頭に諸字を冠するのみでは條文の形にはなるまい。少くとも「諸州、(爲三等)三萬戸以上爲上州」と云った形式を想定すべきである。又日本令爲里條相當文とされた記事中に、四隣五保、坊村、更には里正・村正・坊正・保長等に關す

Z	
四五、水旱災蝗條	d、其逃亡所生男女、皆從賤 四三、奴姦主條 c、凡家人奴姦主……所生男女、各沒官 四四、化外奴婢條（a、凡化外奴婢、自來投國者、悉放爲良 b、……聽贖爲良
	b 卽部曲客女詐稱良人、而與良人爲夫妻者……皆離之 c 其良人及部曲客女、被詐爲夫妻如奴婢等逃亡、在別所 詐稱良人者…… 四七、a 諸良人相姦所生男女隨父 b 若姦雜戶官戶 c 其部曲及奴、姦主……所生男女、各沒官 四八、a、 b、〔唐〕聽贖爲良、其人任意

の文の様に一條を以て里鄉村鄰保を規定した如くであるが、又舊唐書・通典等の諸書は數條の唐令を適宜に合せて文をなしたとも考へられる。されば日本戶令第三條及び第九條に相當する唐令の文のみは別條として重ねて後に掲げて置かうと思ふ。」と重複を避けられなかった。これは賢明である反面、中途半端な折衷である。編纂物史料の記事の性格から云えば、右の文からそれが「一條を以て規定した」とは云い難く、數條の令文を適宜合せたものと考えべきであらう。由つて①爲里・郷 ②坊村 ③置坊正 ④選充里正・村正 ⑤四隣五保の諸條に分解して夫々日本令相當條文と對應せしめるのがよいと判斷される。

B日本令五「戶主條」相當唐令としてB六・七兩條を立てられたが、これも兩者を一貫して始めて明確となる點で再考の餘地がある。又第七條は、どういうわけか通典の文をそのまま掲げられたが、例えば既に中田・宮崎・濱口の諸氏が指

る規定までが掲げられている。しかし五保の規定は明らかに日本令第九「五家條」相當で、坊正條は日本令第三「置坊長條」、里正・坊正・村正條は同じく第四「取坊令條」に夫々相當し、重出する結果となっている。この點博士は略々それを認められながら、「日本令は里・坊・保について夫々別條を置いたに反し、唐令は舊唐書・通典等所載

摘せられた「男子二十以上」[▲]や「不課戸」[▲]の如き一見して明らかな誤りがある。この點日本令をも参考した上で是非「諸視流内九品以上官、及男子二十以下、老男廢疾篤疾妻妾女部曲客女奴婢、皆爲不課口」[△]と校訂すべきであろう。通典の文は確かにかなり原文に近いが、決して常に令文そのままを引いているわけではなく過信できない。一方末尾の「無夫者爲寡妻妾」を「又他の條の一節かと思ふ。」とされるのも理由が不明で、籍帳登載に當つての身分記載に不可缺の範疇として戸主條に付載してあると見る方が好きそうである。

C日本令一〇「戸逃走條」相當唐令第一一に、「他に逸文見當らず日本令によつてその原形を窺ふのみである。」とされるが、掲げられたのは集解所引穴記の文で、見られる通り令文そのものとは直接關係ない説明文である。ただ唐令にも戸逃走條相當文が存在し、その内容が、特に租調代輸規定が日本令と若干異つていたことを窺わしめるのみである。穴記の説明は、如何なる點で唐令を改替したのか必ずしも明瞭でないが、租調代輸において「無田者不出租」、「……但調不論地有無。」と述べているので、恐らく唐令における課役がすべて丁身對象であるのに日本では田租・丁調・丁役徭で、從つて無田者不出租となるが調は不論地有無となる點を云つてゐるものかと思われる。とすれば賦役令の問題で、戸令本條文については何も述べられていないことになる。日本令(a)部分については間接的ながら唐でも逃戸に對する隣保の監視義務が課せられたと見られる記録があり、^⑤「三周不獲」についても唐でやはり三年が一つのメドとされたことがわかる。しかし逃棄田の處理と代輸の方法はやや異り、數段階の變化があつたことが知られている。^⑥それらを踏まえた上で、五保及三等以上親が或いは隣保近親等となつていたかも知れず、又六年不獲はもつと短期間であつたろうが、ともかく日本令に近い條文の存在を推定してよいかと考える。

C一七「諸先有兩貫者」條は、日本令一四「新附條」の第二項と對應し、後半部分は仁井田博士が日本令第三項に據つて補われたもので、頭書の諸字も補われたものである。しかし日本令を以て補うとすれば、第一項も當然考慮さるべきで、これを排除する理由は考えられない。そればかりか有兩貫者を問題とするには「凡新附戸」の處置がむしろ前提條件

として定めておかれるべきで、同一條であるか否かは別として當然唐令にも「新附」條が存した筈である。この條は傍線部分の項を日本令により補うべきであろう。なお後掲「造戸籍條」對應の開元十八年十一月勅（唐會要卷八十五）籍帳、冊府元龜卷四百邦計部戶籍門の末項に、「有析生新附者、於舊戶後、以次編附、」とあるのも参考とするに足る。

C一八「居狹郷者」條は、日本令一五「居狹條」と内容的には對應せずズレているが、六典の文に據られたためであつて必ずしも令原文の面影を傳えているとは考えられぬ。「諸居狹郷者」と云うのも、日本令を參考すれば「諸戶、居狹郷者、」とすべきであろうし、六典は一貫して樂住、としているが或いは住は往、とさるべきかも知れない。而して日本令相當文の存在した可能性は極めて強く、國郡を州縣と讀み換えて補うことを考えるべきであろう。

C一九「沒落外蕃得還」條は日本令一六「沒落外蕃條」と白氏六帖に據つて補修された條である。しかし何故か日本令の末尾傍線部分を切り捨てられた。管見の限りこれを削除せねばならぬ根據は見當らず、逆に復員軍人等への遞糧支給の例等から見ても存置するを適當と考える。末段に「並給糧、遞送使達前所、」を加えるべきであろう。

C二〇、本條について仁井田博士は「令集解」絶貫條所引穴記に見える「唐令」の一句のみを掲げられたが、これは日本令「絶貫條」相當文存在の明證として條文全體を採つて補うべきものであろう。日本令の「家人」を「部曲」と訂せばそのまま唐令に擬し得る。

D二一「造計帳」條は、舊唐書食貨志、冊府元龜邦計部戶籍門をはじめ日本令文および集解所引穴記に云う「本令」の句等を綴り合せて文を成しておられる。しかし先ず條文の型としては、日本令同様「諸造計帳、毎年某月某日以前、里正責所部手實云々」とあるべきではなからうか。^①穴記に「轉寫謂京國官司寫也。爲以本令里正、易京國官司故也。」と明記されたところを見ても、「若全戶不在郷者、即依舊籍轉寫、并顯不在、（縣司？）所由收訖、依式造帳、（州司？）連署、某月某日以前、申送尚書省。」と云つた條項を補うべきものと思う。この點は次の「造戸籍」條の場合が參考となる。又新唐書卷五十一食貨志に「計帳、具來歲課役、以報度支。」とある點が何等か記載事項として掲げられていたかもしれない。

D二二「造戸籍」條は、始め舊唐書食貨志、冊府元龜、六典、通典等を綴り合わせて復舊され「いづれも唐令の取意文といふべく……完全に唐令を復舊し得ない」とせられた。しかしその後、博士自身も唐會要及び冊府元龜に引く開元十八年十一月勅が、殆んど日本令文と一致することに氣付かれ、「我が令に相當する範圍内に於ては唐令復舊の參考資料となろう。」とされた。しかし私見に依れば、令文と勅文との基本的關係からして、これらの勅文は殆んど令文そのものと見なして差支えない。但、末尾部分は省略の多い取意文になっているようである。二三條と合せて考えるべきである。又、日本令末尾の「其籍至官」以下相當文も唐令に存在した可能性があるし、「所須紙筆」は開元令には「皆當戸内口別一錢」になっているが、永徽令までは「州司勘量所須多少、臨時斟酌」であつた可能性も無くはない。

D日本令二一「籍送條」二二「戸籍條」はいずれも景龍二年閏九月勅によつて補いうる。

F二八「聽婚嫁」條も開元二十二年二月勅（會要^{卷八}嫁娶）によつて補いうる。

F二九「嫁女」條は、仁井田博士は日本令集解所引「法例」に見える判辭をそのまま抽出された。従つて令文とは云い難い。むしろ明戸令を根幹に戸婚律疏を參考して條文を推定することができる。試案として「諸嫁女、皆先由祖父母父母主婚、祖父母父母俱無者、由伯叔父（姑）、伯叔若無（始及又ハ由）兄弟、若無（此親）者、期親尊長主婚、無期親尊長者、從餘親主婚。」

F三〇は唐律疏議（宋刑統）一戸婚律中の諸條を參考すれば、婚書・答書・媒・娉財等をも含む規定でなければならぬ。かもしれない。

F三一は戸令ではあるまい。

F三二は、清明集戸婚門婚嫁・趙推の項に「諸定婚、無故三年不成婚者、聽離」と見え、同じく浩堂の項に「右法、已成婚、而移鄉編管、其妻願離者、聽。夫出外三年不歸、亦聽改嫁。」と見え、通制條格^{卷四}戸令・嫁娶、至元八年二月條に「夫逃亡、伍年不還、並聽離、不還聘財」とあり、明戸令に「若已定婚……伍年無故不娶、及夫逃亡過三年不還者、並聽

經管告給執照、別行改嫁。」とあるを参考すれば、略々日本令に近い型の唐令條文を想定しうる。時効の年限は大きな差があると思える。

G 三三は、日本令「先姦條」集解の釋云をそのまま掲げられたもので唐令とは云い難い。慶元條法事類^{卷八} 雜門・諸色犯姦條所引戶令に「諸先姦後娶爲妻者、離之」とあり、元史^{卷一百三} 刑法志、元典章^{卷十} 戶部四 嫁娶・通姦成親斷離條に「諸先通姦被斷、復娶以爲妻妾者、雖有所生男女、猶離之。」とあって、日本令と略々同じ條文を復原できる。

G 三四は宋刑統に據り開元二十五年令として復原されたが、開元二十二年二月勅（會要^{卷八} 十三 嫁娶）は全く同文で、從來からの令文の申命である。

G 三五「七出」條は日本令に據って補われたが、日本令二九「弃妻條」三〇「嫁女弃妻條」も前條同様補うべきものと思ふ。

H 三八「刺史」條は、六典・舊唐書^{卷四十四} 職官志と日本令とを對照するとき、兩々相補って始めて好く文意を通ずる所があり、恐らく共に唐令原文を刪節して文を成しているのではないかと思われる。六典等が如何に原文を節略せるかを窺う好例と云いうる。日本令に據り補うべき部分が多い。

H 日本令三四「國郡司條」は相當文を發見できないが、内容的には六朝以來の所謂「送故之禁」であるから、唐令にも同様の條文の存在を想定してもおかしくない。

I 日本令三六「造官戶籍條」は、大曆十四年八月都官奏條の格式（會要^{卷八} 十六 奴婢）が對應している。日本と唐とで令・格式の分類が異っている一例である。奴婢部曲規定については濱口博士の專著にも論ぜられており、今は省略する。

I 四八 a 「化外奴婢條」は日本令に據り復原すべきではないかと考える。

六 田令・賦役令についての検討例

I 復舊唐田令第二條について

紙數の關係上、今は仁井田復原唐令の中、密接に關連する田・賦役兩令の冒頭部分のみについて觸れておきたい。

田令第一條は日本令義解に所謂「田長條」である。その内容と順位は一應問題が無い。しかし第二條、所謂「田租」條は次の如き内容である（筆者の考えて簡條ごとに改行した）。

〔開元二十五年令〕諸租、準州土收穫早晚、斟量路程險易遠近、次第分配、本州收穫訖發遣、十一月起輸、正月三十日內納畢。

（割注）若江南諸州、從水路運送、冬月水淺上埭艱難者、四月以後運送、五月三十日內納完。

其輸本州者、十二月三十日內納畢。

若無粟之鄉、輸稻麥。隨熟卽輸、不拘此限、卽納當州。

未入倉窖、及外配未上道、有身死者、并却還。

應貯米處、^④折粟一斛、輸米六斗。^⑤

其雜折、皆隨土毛、准當鄉時價。

本條について仁井田博士は「通典卷六には『二十五年定令』として賦役令相當文を掲げ、次に參照すべき天寶以下の制勅等を擧げ、更に續いて賦役令及び田令相當文（即、本條）等を記載し、次に前と同じく參照すべき天寶の制を列記している。本條は恐らく開元二十五年田令と見て差支えなからう。」と述べておられる。しかし嘗て拙稿で指摘した通り、^⑥これは明らかに正稅中の正稅たる租の收納方法・起輸納限についての規定であり、一見して何故これが賦役令に入らず田

令に入るのか疑問を感じざるをえない。特に末尾の一條などは、日本養老賦役令第七「土毛條」の、

凡土毛臨時應用者、並准當國時價、價用郡稻。

および、第一條「調絹絶條」付則の

若輪雜物者、鐵十斤、鉄三口（以下、略折納品目估價）

といった二つの條文と極めて近い關係にあり、恐らくは日本令の刪定者が前記唐令の文を踏まえつつ日本の實情に合わせ
て改變を加えた結果ではないかと推測されるのである。

仁井田博士が典據とされた通典^{卷六}食貨・賦税^下の記事について、博士の説明を補足すると、全體の行文は次の如き順序
となっている。

(一) 諸課戸、(a) 一丁租調云々、(b) 其調絹絶布云々、(c) 其絹絶爲疋、布爲端云々、(d) 若當戸不成疋端云々、(e) 其調麻折粟
云々、(f) 其江南諸州租云々、

(二) 諸丁匠不役者收庸云々、

(イ) (開元二十五年) 三月勅、

(ロ) 天寶元年正月赦文、

(ハ) 建中元年制、

(ニ) 凡權衡度量制（雜令相當文）、

(三) 諸課役、(a) 毎年計帳至尙書省云々、(b) 若須折受餘物云々、(c) 若軍國所輸云々、

(四) 諸庸調物、(a) 毎年八月上旬起輸云々、(b) 其運脚云々、

(五) 諸租、(a) 淮州土收穫早晚云々、(b) 其輸本州者云々、(c) 若無粟之鄉云々、(d) 未入倉窖云々、(e) 應貯米處云々、(f) 其雜
折云々、

(六) 諸邊遠州云々。

(七) 諸(a)任官應免課役者云々、(b)其雜任被解應附者云々、

(八) 諸春季附者云々。

(以下省略)

右の中、(一)(二)(三)(四)(六)(七)といずれの條も日本養老賦役令文と對應するもので、開元二十五年賦役令文の引用ないしは取意文であることは明白である。とすれば(五)のみを田令とするには特別の根據がなければなるまい。この(五)に相當する日本令文はなるほど養老令においては確かに田令第二條に位置している。だがそれは租稅負擔原則における日唐の相違を考へるとき直ちに氷解する日本令の特色と云うべきである。即ち唐令においては田租なる名稱は用いられていない。「諸課戸、每丁租粟二石」であつて、課役はすべて丁對象固定均額負擔原則に立ち、丁租・丁調・丁庸なのである。日本令においては賦役令には租稻の規定がなく、田令第一「田長條」下に「段祖稻二束二把、町祖稻廿二束。」と注して、それが田土面積單位に負擔せられた田租たることを明示している。ここに日本令においては租の規定が田令において規定さるべき理由があつたわけであるが、唐令においてはその理由が無いのである。右の結果として、日本においては口分田の班給と田租の徴收は明確なる給付反對給付の關係に立つ。しかし唐令においては兩者の關係はより間接的理念的なものに過ぎず、現實の授田面積の廣狹に關わりなく課丁男ならば均頭均額の負擔を免れなかつた。この點の相違は日本の明法家たちの中ではつきりと意識されていた如くで、例えば戸令第一〇「戸逃走條」租調代輸についての『集解』に引く穴記には「租調代輸、各无田者不出租也。此文與唐令改替故也、但調五保及三等均出、不論地有無也」と述べているが、租の概念を變えたことが代輸規定にも影響を及ぼし、調は田地の有無に關りないが租は田無ければ納めざる場合の出てくる所以を示したものである。以上の點を確認すれば、初期の均田制研究に往々見られた如き、いわゆる均田制と租庸調制とを直接的給付・反對給付の關係において捉えんとする發想(従つていわゆる均田制の崩壞即租庸調制の維持困難という圖式)が多分に

日本令の觀念に引きずられたものであったことが明らかであると共に、仁井田博士が先の租の收納方法・起輸納限規定を田令とされたのが、つい日本令の順序に引きずられた結果以外の何ものでもないことが明らかとなる。

さてこれが賦役令文であるとする、實は重要な問題にぶつかることとなる。從來唐の租粟二石について、それがモミ・アワであることは廣く認められているが、然らば粟作地帯ならざる江淮南の水田稻作地帯では如何に處置せられたのか疑問となる。唐の課役における調庸については、諸書に引かれる各年度令佚文や詔勅において天下を蠻郷・非蠻郷に分つて絹緇(綾)・綿・布麻といった色目の區別を定め、更に各州の土産に應じた徵收色目の指定すら行なわれていたことが明らかであるが、租に關しては常に「租粟二石」を以て一貫し、年度・地域による色目の區別を傳えた記事が無く、通典等における歲計數字の算出に當つても租穀の收入についてはすべて每丁二石を以て機械的に計算していることは周知の通りである。しかもこれ又周知の如く、開元二十五年には「其江南諸州、租並廻造納布。」とて折租布の規定が令文にも定められた如くであるが、少くとも開元十八年までは江南道方面より租穀の現物が漕運上供せられていて、臨時の措置を別とすれば折租布制度は正規の定制ではなかつたのであるから、現に水田稻作地帯において粳稻ないし稻米が租穀として徵收されていたことは疑いない。しかも法規その他において粟・稻の區別および換算の規定を残していないこと、恰も故意に無視してでもいるようにさえ見えることは甚だ奇妙な感がある。唯一租粟と稻との換算率を傳えたかに見える新唐書食貨志の「稻三斛」の記事が根據薄弱なものに過ぎないこと、或いは粟稻換算率の明示されている義倉穀(地稅)規定からの借用かと想像されることなどが論ぜられている^⑩。ただ仁井田博士が前掲の條文を田令と考定されたことの影響かは知らぬが、從來賦役令文において租粟の稻麥への折納が明示されていることが餘り取り上げられなかつたように思う。本條が賦役令文と認められれば、少くとも令文において「若無粟之郷、輸稻麥」と明示されていた點だけは確認されることになる。而してこれは、江南折租布の規定が早くとも開元十八年以後であるに對し、恐らく唐初に遡る規定であつたのではないかと考えられる。しかしその換算基準については矢張りここでも示されていない。それは或は格式、特に、州別の

色目指定と共に譲られていたのかもしれない。先掲末條の「其雜折、皆隨土毛、準當鄉時價、」に云う雜折が如何なる場合の規定であるのか、江南折租布や河南北の折租絹の如き租の布絹への換算基準の検討、更に調庸布絹の粟への折納の場合との比較、特にこれらの折納規定（制勅）と令式との關係の検討等、問題の出發點だけは與えられていると云えようが、その本格的分析については多年考究を重ねておられる先學もあり、その成果の公表される日も近いと漏れ聞くので今は單に問題の指摘に止めたい。ただ以上から推測される點として、いわゆる租調庸制がその制定の當初より、極めて固定的な外貌の裏に大巾な折納運用を既に豫想し、用意させた制度であつたこと、そうした運用面の弾力性を保障した中央―地方の官人行政機構の實務處理・統治能力と、律令原則の固定性とが表裏の關係にあることなどが痛感されるのである。この點を掘り下げることによって末端の文書行政の產物である古文書と令制との研究上の架橋を一步進めうるものと考えている。

Ⅱ 田令體系の基本特徵とその維持について

唐の田令體系全體の詳考は他日を期したいが、嘗て拙稿において次の諸點を指摘した。^④ 即ちそれがいわゆる私田の系統たる百姓給田および王公以下百官への給田規定と並んで、公田の系統を含むもので、職分田・公廩田の如きは唐令制定の始め以來、田令體系の不可分の構成要素であること、それらは唐朝成立直後の武德元年中に早くも文武官祿と共に制定されたもので、前朝の遺産を繼いで唐朝の支配機構を創出する不可缺の措置であつたこと、私田の中では、唐朝の官僚秩序と相應した俸祿・田土の給與、新王朝に對する貢獻度に應じた田土の分配を目指す官人永業田こそが先ず武德元年中に制定されたらしいこと、^⑤ 官人永業田規定は、晉南朝以來王公以下百官から庶人百姓に及ぶ身分秩序に對應せる占田規定が存したのを、有官品者の規定だけを切離して別建てとしたものと見られ、他方では王公以下百姓までの永業・口分田を士・庶に關りなく一律に丁中數に據ることとし、民として一律に扱うという天子の前での平等性を表現しつつ、それに別建て

とした貴族官人のみの特權的官品占田＝官人永業田規定を重ね合わせて、結果的には有官品者（それも特に上級者）の特權階級化が鮮明にされたこと、職田・公廩田・官人永業田などこそが唐初以來先ず眞つ先に制定されただけでなく必ずや規定通り充足せられ、その意味では田令體系のむしろ中核をなし、その中心原理は官品秩序に對應する田土の身分的統制にあると云えるのではないかということ、などである。これらの諸點については其の後も史料の補強材料を得た點を除けば、今日と雖も考えは變っていない。従つて繰返すことはしないが、ただ田令の最も基本的な性格を此處に求めるとすると、百姓給田の勵行如何は問題でなく、むしろこのような田令體系にとつての基本的柱となるものが何時までどのように維持されたかが問題となることを強調しておきたい。而してこの點で從來どういふわけかあまり取り上げられなかった二つの史料に注目したいのである。

新唐書^{卷五} 食貨志・俸祿の項に、

建中三年、（中略）減王公以下永業田、郡王職事官從一品田五十頃、國公職事官正二品田四十頃、郡公職事官從二品田三十頃、縣公職事官正四品田十四頃、職事官從四品田十一頃。

とあり、唐會要^{卷九} 内外官職田條に、

貞元四年八月勅、準田令、永業田、職事官從一品、郡王各五十頃、國公若職事官正二品各四十頃、郡公若職事官從二品各三十五頃、縣公若職事官從三品各二十頃、侯若職事官正四品各十四頃、伯若職事官從四品、各十一頃。

とある。右の史料はいずれも建中兩稅法以後も田令體系、特に官人永業田規定が、若干の手直しを被りつつも生き續けていた明證である。通説では往々にして武德七年に始まり安史之亂前後に崩壊したとされるいわゆる均田制であるが、我々は租庸調制や府兵制がいずれも明確な廢止の詔勅を記録されて制度上の終止符を打たれているのに對し、いわゆる均田法のみは遂に廢罷をうたった詔勅の如きものを知らない。これも田令體系が建て前としては、特にその基幹と見なされる部分において唐末まで維持されていたからであるとすれば不思議はない。唐代田制に關する研究に當つてはこの事實を看過

してはならないであらう。

あとがき

私は先年まで山梨大學教育學部において、日本史の吉田孝助教授と「日唐令の比較研究」なる共同のゼミナールを行ってきた。その間吉田氏から多大の御教示に與ると共に、日頃の私の考えをまとめて行く機會を與えられた。本稿はその學恩に對する貧しい返禮であり、付記して感謝したい。

註

- ① 『唐令拾遺』二二五～六頁。
- ② 同、二八頁および六一二頁。
- ③ 勿論それは諸書所引の令條節文の比較を輕視するものではない。ただ傍證を要するということである。
- ④ 「北海道大學文學部紀要」第二一巻一號拙稿「唐代史料における令文と勅文との關係について」參照。
- ⑤ その一例として吉田孝「日唐律令における雜徭の比較」（『歴史學研究』第二六四號）。および同氏「公地公民について」（『續日本古代史論集』中巻、吉川弘文館、所收）の如き日本史の側からの勞作のあることに注意したい。なお溯れば多くの日本史の研究書・論文に關連する事項を見出すことができ枚舉に暇ない。殘念なことに日本史に關しては「東洋學文獻類目」の如き年度別の簡便な目録がなく、又論者の數も餘りにも多く、諸説を參考するに當って遺漏が多いことである。識者の御教示を俟つ外ない。
- ⑥ 史學雜誌、六二編一二號、史學會第五十七回大會報告記事、同氏「唐律の死刑」、但しこの報告要旨では「政治體制の變化」とより廣範圍の表現を用いられている。
- ⑦ 拙稿「南朝田制の一考察―唐田令體系との關連において―」山梨大學教育學部紀要、第四所收參照。
- ⑧ 唐會要卷八逃戶（全唐文卷二百）證聖元年李嶠上表（請令御史檢校戶口表）中の獻策や冊府元龜卷六（全唐文卷十二玄宗）開元九年二月丁亥制（科禁諸州逃亡制）中の言。
- ⑨ 唐隆元年七月十九日勅（唐大詔令集卷一百）政事、誠勵風俗勅、S 一三四四「開元戶部格斷簡」。
- ⑩ 中川學氏の一連の研究の中、特に「唐代の逃戶・浮客・客戶に關する覺書」一橋論叢五〇―三、「唐代の客戶による逃棄田の保有」一橋論叢五三―一、參照。
- ⑪ ④前掲拙稿、補注參照。
- ⑫ 『唐宋法律文書の研究』六五四頁以下參照。

④ 前掲拙稿参照。

⑬ 「應貯米處」とは、六典三卷戸部・倉部郎中員外郎條に「凡

在京諸司官人及諸色人、應給倉食者、皆給貯米、……凡都之

舊唐書職官志作已

太倉云々」とあり、例えば唐會要卷八租稅、開元二十五年三月

三日（唐大詔令集卷一）政事・賦斂・關內庸調折變粟米勅、作二

月、冊府元龜卷四邦計部賦稅門、作四月）勅に「……自今已

後、關內諸州庸調資課、並宜准時價變粟取米、送至京、逐要支

用、其路遠處、不可運送者、宜所在收貯、便充隨近軍糧、其河

南河北、有不通水利、宜折租造絹、以代關中調課。」とあり、

冊府元龜卷四同上同年九月詔に「今歲屬和平、時遇豐稔、而租

所入、水陸運漕、緣脚錢雜、必甚傷農、務在優饒、……思其轉

輸、大資倉儲、今年河南北應送含嘉太原等倉租米、宜折粟、

留納本州。」とあるのを見れば、京師に送って逐次支出すべき

分として主として河南北地域を指定して送納させる含嘉倉・

太原倉等を指した。

⑮ 「折粟一斛、輸米六斗」は公定の粟・米換算率で唐一代を貫

いており、例えば陸宣公集卷八中書奏議第二請減京東水運收脚價

於緣遼州鎮儲蓄軍糧事宜狀に「……和糴、各量人戶墾田多少、

先付價值、立限納粟、……其有納米者、每米六升折粟一斗、應

所糴得米粟、亦委此三官（當道節度及當城兵馬使・監軍中使・

度支和糴巡院官）同檢覆。」とある如くであるが、これは粃粟

と粟米との數量關係である。規定の上では租庸調時代の粟・米

換算はすべて粃粟と粟米で稻米は出てこない。

⑯ 拙稿「南朝田制に關する一考察―唐田令體系との關連におい

て―」山梨大學教育學部紀要、第四號。

⑰ 日野開三郎「唐の賦役令に於ける調の色目」（『鈴木俊教授還

曆記念東洋史論叢』所收）参照。

⑱ 濱口重國「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」

史學雜誌四五編二號、一〇七頁以降（『秦漢隋唐史の研究』下

卷、三四頁）参照。

⑲ 日野開三郎「大唐租調惑疑」東洋史學、第九輯參照。

⑳ 註⑯參照。

㉑ 新唐書卷五食貨志俸祿の項に「武德元年、文武官給祿、……

親王以下又有永業田百頃、職事官一品六十頃、……六品七品二

頃五十畝、八品九品二頃、……五品以上受田寬鄉、六品以下受

於本鄉、……凡給田而無地者、畝給粟二斗」とある。記事のす

べてが武德元年の制であるか否かは確めるすがないが、否定

すべき理由もない。六品以下の田額を明示した史料はこれだけ

であるのも注目される。